

# かいごっち

発行 滝川市  
発行日 平成 13.11.20  
連絡先 保健福祉部  
介護保険総合相談室  
0125-26-5050

平成 14 年  
1 月 1 日 から  
制度改定

「訪問通所サービス」と「短期入所サービス」の支給限度額が一本化されサービス利用のしくみが変わります。名称も「居宅サービス」に変更します。

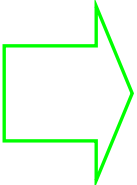
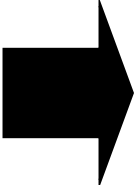
これまで、「訪問通所サービス」は 1 ヶ月単位、「短期入所サービス」は 6 ヶ月単位で別々に設けられていた利用限度額が一本化されます。

改定後は 9 つの居宅サービスが、限度額の範囲ならば「1 ヶ月単位」で自由に組み合わせて利用できるようになります。(限度額を超えた分は自己負担となります)

1 ヶ月の限度額をすべて「短期入所サービス」に使うことも可能になり、これまでより利用できる日数が増えます。

改定前

訪問通所サービス	
1. 訪問介護 (ホームヘルプ)	
2. 訪問入浴介護	
3. 訪問看護	
4. 訪問リハビリテーション	
5. 通所介護 (デイサービスセンター)	
6. 通所リハビリテーション (デイケア)	
7. 福祉用具の貸与	
要介護度	利用限度額 / 月
要支援	61,500円
要介護 1	165,800円
要介護 2	194,800円
要介護 3	267,500円
要介護 4	306,000円
要介護 5	358,300円



改定後

居宅サービス		
1. 訪問介護 (ホームヘルプ)		
2. 訪問入浴介護		
3. 訪問看護		
4. 訪問リハビリテーション		
5. 通所介護 (デイサービスセンター)		
6. 通所リハビリテーション (デイケア)		
7. 福祉用具の貸与		
8. 短期入所生活介護 (ショートステイ)		
9. 短期入所療養介護 (ショートステイ)		
要介護度	利用限度額 / 月	ショートステイの 最大利用可能日数
要支援	61,500円	1ヶ月で約 6日
要介護 1	165,800円	16日
要介護 2	194,800円	18日
要介護 3	267,500円	24日
要介護 4	306,000円	27日
要介護 5	358,300円	30日

短期入所サービス	
1. 短期入所生活介護 (ショートステイ)	
2. 短期入所療養介護 (ショートステイ)	
介護度	利用限度日数
要支援	6ヶ月で 7日
要介護 1	14日
要介護 2	14日
要介護 3	21日
要介護 4	21日
要介護 5	42日

## 注意事項

連続した短期入所サービスの利用は 30 日までです。(30 日を超えた利用の場合 31 日目からは全額自己負担となります)

利用日数が要介護認定の有効期間 (原則 6 ヶ月) のおおむね半分を超えないようにします。

現在お手持ちの介護保険証に記載されている短期入所サービスの利用限度日数は平成 13 年 12 月 31 日をもって廃止になります。尚、介護保険証は次回更新時まで有効です。そのままご使用下さい。

短期入所サービスと他の居宅サービスを組み合わせて上手に使いましょう。

### 「短期入所サービス」とは

しばらく介護の手を休めたい、急用で介護ができない・・そんなときに短期間、施設に入所するサービスです。

### 「利用限度額」とは

月々に介護保険で利用が認められる上限額。要介護度ごとに決められています。

65 歳以上人口	9,428 人	H13.10
高齢化率	20.0%	現在
要介護等認定者	1,050 人	

居宅サービスをご利用の際はあなたの介護支援専門員が総合相談室へお尋ねください。

お問い合わせ 滝川市役所介護保険総合相談室 26-5050